

平成 29 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国における現地情報の収集
(欧州地域等)

報 告 書

抜粋

<< ルーマニア >>

平成 31 年 3 月

林野庁

目 次

: 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
3	クリーンウッド法の概要	11
3.1	基本方針	11
3.2	合法性の確認方法	11
4	生産国における現地情報の収集	14
4.1	ルーマニア	14
4.2	エストニア	43
4.3	ラトビア	96
4.4	イタリア	138
4.5	南アフリカ	159
4.6	フィジー	187
4.7	フィンランド	216
4.8	スウェーデン	246

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 29 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計 8 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 30 年 3 月から 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 4 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、平成 31 年 2 月中旬に開催された成果報告会において広く関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28 年度の先行事業に引き続き、平成 29 年度補正予算において「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ルーマニア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカ等
(文献調査対象国として、フィンランド及びスウェーデンが追加指示された)

(2) 調査内容

- ア 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容
- イ 森林の伐採に関する法令等の調査
 - ・伐採に関する法令の概要
 - ・伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- ウ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記の事業の目的及び実施内容等を十分に踏まえた上で、次の基本的な実施方針を掲げて、事業の効率的かつ効果的な実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

本事業の目的及び実施内容を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(欧州地域等)に係る仕様書』に記載された調査対象国7カ国に、イタリアを追加し、計8カ国を調査対象国とした。

イタリアは、木製家具の日本輸入額がアジア圏に次いで突出して大きく、製材や合板の輸入額も近年著しく増加している。その一方で、同国については、バルカン諸国やアフリカ諸国の高リスク国からの木材が混入する重大なリスクが報告されている。2018年2月時点で「クリ

ーンウッド・ナビ」に掲載されておらず、同国の現地情報の収集が重要であると判断した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【欧州地域】 ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア 【大洋州地域】 フィジー 【アフリカ地域】 南アフリカ 計 6 カ国
文献調査のみ	【欧州地域】 フィンランド、スウェーデン 計 2 カ国
合計	計 8 カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第 6 条において木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として課せられた「判断の基準」に基づいて、次のマトリックス表を活用した。なお、「判断の基準」は、EU 木材規則の「デュー・ディリジェンス」と近い概念となっている。

表 2.2.2 判断の基準に基づくマトリックス表

デュー・ディリジェンス	素材生産	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
合法性の確認							
追加的措置							

判断の基準の構成要素としては、①情報の収集、②合法性の確認、③追加的措置がある（EU 木材規則のデュー・ディリジェンスの構成要素は①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減となっている。）。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、素材生産から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。

木材流通の対象製品は、丸太、製材品、木材チップ・木質ペレット、合板・集成材、木製家具、紙を想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税表第 9 部第 44 類(紙の場合は第 48 類)に掲げられている品目を、基本的に調査対象とすることとした。

ただし、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、事例については、各国の日本への輸入が特徴的な品目に焦点を当てて、情報収集を行うこととした。

(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- 税金と手数料（ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税）
- 木材伐採（林業（木材伐採）規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用）
- 第三者の権利（慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）、先住民族の権利）
- 貿易と輸送（樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES（ワシントン条約）、デュー・ディリジェンス/デュー・ケア）

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。

ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

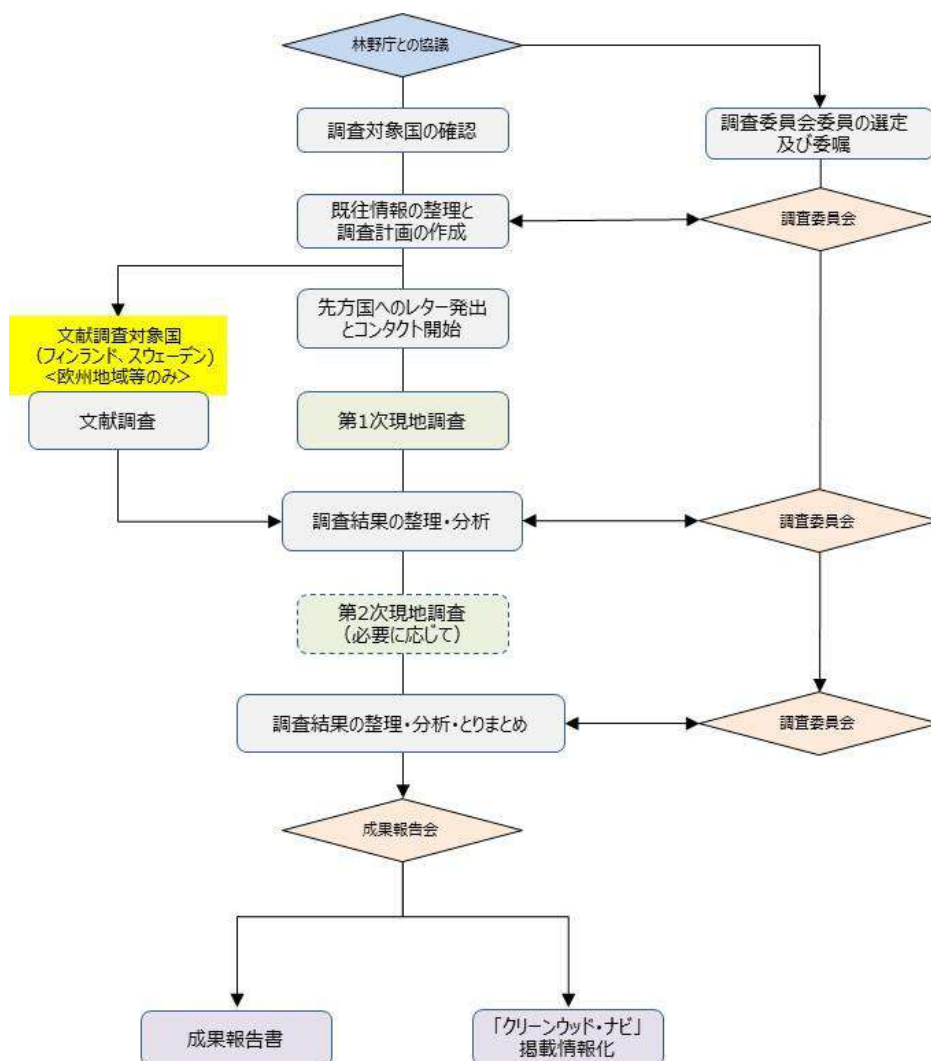


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。その際には、以下の Web サイトを中心とした違法伐採に関する情報も収集した。

◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンクである World Resources Institute が運営している。国別の関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト

(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

◆ **NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)**

デンマークの合法性証明・森林認証関連 NGO が運営しており、上記と同様の内容である。特に、デュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所 Chatham House が運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境 NGO が運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、表 2.2.2 に示した工程別の判断の基準の構成要素に着目して、情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名	概 況	調査ポイント
欧 州		
ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集成材、合板などを日本へ輸出している。 ・ 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出輸入)に焦点を当てた。 ・ 特にオーストリアへの輸出に関連して、オーストリアの木材流通段階についても確認した。
エストニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、木材チップ、集成材などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 ・ 高リスク国からの原料を使用していると指摘されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に木製家具の木材流通段階(原料の輸入・加工・輸出)に焦点を当てた。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。 	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木材流通段階に焦点を当てた。 ・ 原料の輸入についても留意した。
太平洋州		
フィジー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。
アフリカ州		
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に人工林から生産されている。 ・ 主に木材チップを日本へ輸出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の伐採段階に焦点を当てた。

(3) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー及び南アフリカの6カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ルーマニア	平成30年7月6日～7月22日
イタリア	平成30年9月2日～9月16日 平成30年11月21日～11月25日(注:中国上海において開催されたアジア向けのイタリア家具の展示会にて情報を収集した。)
エストニア	平成30年8月13日～8月24日
ラトビア	平成30年9月28日～10月11日
フィジー	平成30年9月4日～9月18日
南アフリカ	平成30年9月17日～9月30日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者との協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種別	氏名	所属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		百村 帝彦	九州大学熱帯農学研究センター 大学院地球社会統合科学府 准教授
3	業界団体	上河 潔	日本製紙連合会 顧問
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
6	NGO	橋本 務太	WWFジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：平成30年5月25日（金）14：00～16：00 場所：TKPスター貸会議室 四谷 第1会議室 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-8-6	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画（案）の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：平成30年8月31日（金）14：00～16：00 場所：主婦会館プラザエフ 3F コスモス 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> ルーマニア、エストニアにおける現地調査結果の概要説明 ラトビア、イタリア、フィジー、南アフリカの事前情報収集調査結果の概要説明 今後の現地調査の実施方針・方法等に関する協議 等
第3回	日時：平成31年1月18日（金）13：00～15：30 場所：主婦会館プラザエフ 8F パンジー 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化等の方針・方法等に関する協議 等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年2月15日（金）
13時30分～16時30分
場所：主婦会館プラザエフ
9F 「スズラン」
〒102-0085
東京都千代田区六番町十五番
参加者数：62名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両構成員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役(国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎(副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ リーダー
	久納 泰光	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	藤井 創一郎	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	佐藤 顕信	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

4. 生産国における現地情報の収集

4.1 ルーマニア

4.1.1 木材等の生産及び流通の状況

1) 森林・林業の概況

東欧の共和制国家ルーマニアは、北にウクライナとモルドバ、西にハンガリーとセルビア、南にブルガリアと国境を接し、東に黒海と面している（図 4.1.1）。

同国の総面積は 2,384 万 ha であり、山地、丘陵地、平地が、面積の約 1/3 ずつを占める。首都ブカレストの他 41 の県で構成しており、人口は 2016 年時点で 1,976 万人である¹。

同国内に森林は 657 万 ha あり、国土面積の 27.5% に相当する。地形別分布は、山地に 382 万 ha（59.7%）、丘陵地に 216 万 ha（33.8%）、平地に 42 万 ha（6.5%）となる。

森林の構成面積比は、針葉樹林：広葉樹林=3：7 である。樹種別構成比は、上位よりヨーロッパブナ（European beech - *Fagus sylvatica*）が 33%、オウシュウトウヒ（Norway spruce - *Picea Abies*）が 23%、カシ類（Oaks - *Quercus sp.*）が 17% である。

所有形態別では、国有林が 50%、その他公有林が 15%、私有林が残りの 35% である。国有林のうち、保護林（条件付き生産林を含む）は 53%、生産林は 47% である（図 4.1.2）。



図 4.1.1 ルーマニアの地図

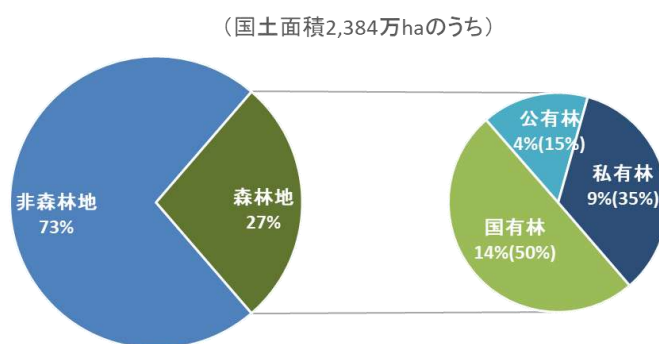


図 4.1.2 ルーマニアの国土面積に占める森林率と所有形態の内訳

森林の蓄積は 2,221 百万 m^3 であり、平均蓄積は $321.9m^3/ha$ 、年平均蓄積増加量は $7.8m^3/ha$ である²。このことから、年間伐採許容量を 22.05 百万 m^3 としており、2017 年の実際の年間伐採量の統計値は 18.3 百万 m^3 である。

¹ 本項の統計値は全て森林省配付資料に典拠

² NFI（国家森林インベントリ）の結果をもとに算出

2) 木材製品の生産・輸入・輸出の概況

国産材生産量は、利用可能な統計情報が限定的であるが、上述の通り 2017 年の統計値は 18.3 百万立米程度で、木材自給率は 100%強と推計される。

輸入材については、2016 年に総額 644 百万米ドル、総重量 3.3 百万トン記録した。

総輸入額・重量共に主に針葉樹の原木丸太が多く、過去 5 年間で金額ベースで 2 倍、重量ベースで 3 倍に増加している。また、ボード類も繊維版を中心に特に金額ベースで多く、また増加している（図 4.1.3）。

同年の輸入相手先国別割合の上位国として、金額・重量共に、北隣の EU 非加盟国であるウクライナが 2 位の国の倍以上という大差をつけており、特に重量ベースで過半数を占めている。その他は東欧の EU 加盟国、ロシアやベラルーシといった旧ソ連系国家が主であり、ウクライナとそれらの国々で金額・重量共に 8～9 割を構成する（図 4.1.4）。

また、同年までの 5 年間における輸入増加率が最も高い輸入相手先の上位国は、金額・重量共に、原木丸太の輸入先であるベラルーシやスロベニア、木質パルプのブラジルやバルカン半島諸国が顕著である。反対に、減少率が高いのは、製材類の輸入先としてのカナダやボード類の中国が挙げられるが、全体的に輸入規模が増大しており、減少傾向にある国は少ない（表 4.1.1）。

なお、詳細は後述するが、日本向け輸出実績のあるルーマニアの主要木材取扱事業者は、主にウクライナとの国境地帯に製材工場を設置しており、これらの工場においては、非 EU 加盟国として欧州木材規則（EUTR）の対象外にあるウクライナやロシア等からの木材利用が多いことが、現地調査で確認されている。

また、2018 年に、ポーランド等の風倒木処理材が大量に利用されているとの聴取結果もある。

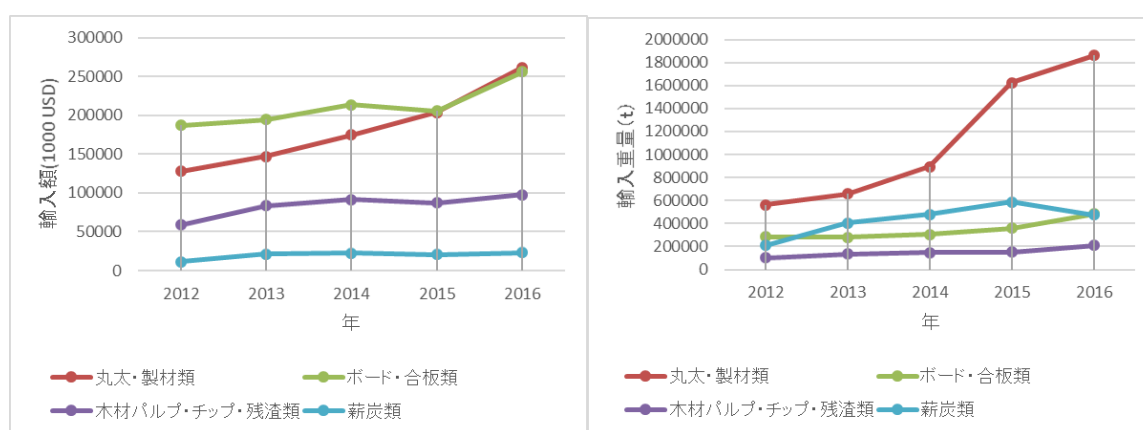


図 4.1.3 ルーマニアによる木材製品の品目別年間総輸入額（左）及び輸入重量（右）の推移（2012 年-2016 年）³

³ ルーマニアの木材貿易関連統計は、特筆しない限りすべて Royal Institute of International Affairs (Chatham House) のウェブサイト (<https://resourcetrade.earth/>) による

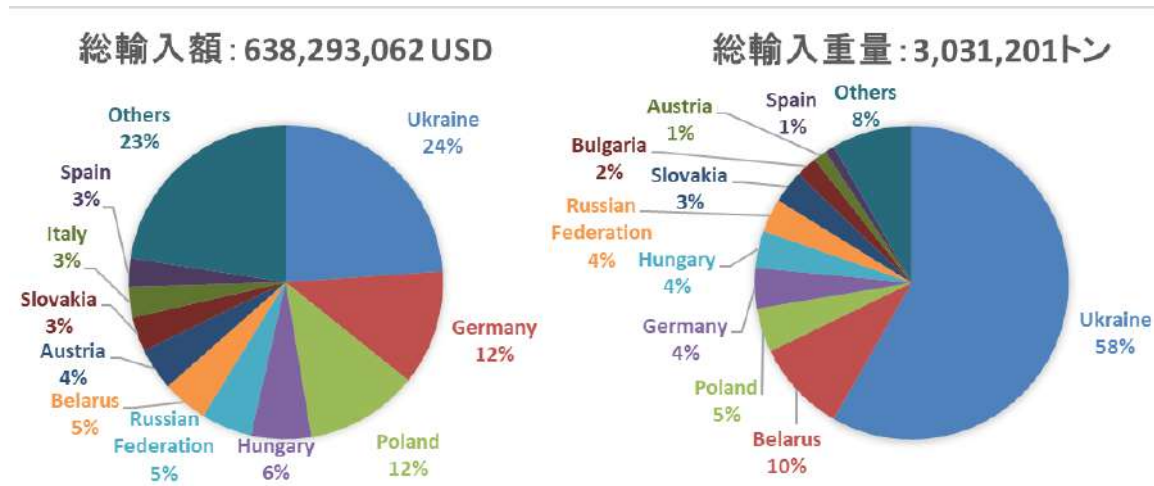


図 4.1.4 ルーマニアによる木材製品の輸入相手先国別割合 (2016年・輸入額(左)及び重量(右)ベース)

表 4.1.1 輸入増加率(左)または減少率(右)が最も高い輸入相手先の上位5か国 (2011年-2016年・輸入額及び重量ベース)

順位	増加率の高い輸入相手先国				減少率の高い輸入相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	ブラジル	+85%	ベラルーシ	+139%	カナダ	-44%	カナダ	-40%
2	ベラルーシ	+66%	スペイン	+87%	中国	-12%	中国	-12%
3	ホスニア・ヘルツェゴビナ	+42%	スロベニア	+71%	ブルガリア	-5%	該当なし	
4	セルビア	+39%	セルビア	+52%	フランス	-4.7%		
5	スペイン	+31%	チェコ	+45%	イタリア	-4.3%		

輸出材については、2016年に総額15億米ドル、総重量3.6百万トンであり、金額・重量共に輸出超過であるが、特に金額ベースの対輸入比は2倍強と、大幅な超過を記録している。

金額・重量共に、主に針葉樹及び広葉樹の製材、またボード類はパーティクルボードや配向性ストランドボード(OSB)、繊維板等を輸出しており、品目を問わず若干の減少傾向にある(図4.1.5)。

同年の輸出相手先国別割合の上位国としては、金額・重量共に、中国や日本、一部のEU加盟国、中近東諸国が占めており、多様な構成である(図4.1.6)。

品目内訳も、輸出相手先国毎に大きく異なり、特定の品目に限定される傾向にあり、金額・重量共に、中国は広葉樹製材、日本とオーストリアは針葉樹製材、その他のEU諸国や中近東諸国は主にボード・合板類に特化している。

また、同年までの5年間における輸出増加率が最も高い輸出相手先の上位国として、チリや米国、ベルギー等が挙げられるが、金額・重量共にOSBの輸出が増加している。反対に、減少率が最も高いのは主に中近東諸国向けの製材であるが、減少量は限定的である(表4.1.2)。

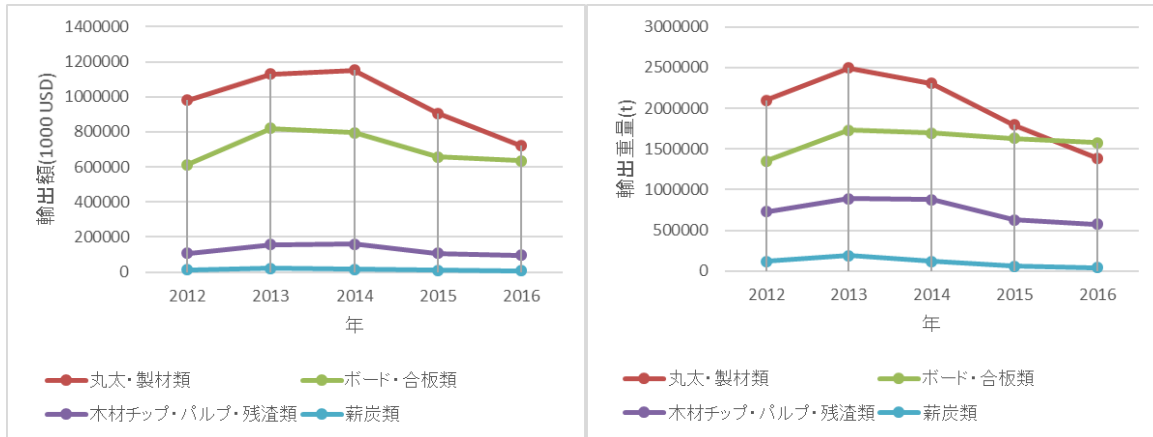


図 4.1.5 ルーマニアによる木材製品の品目別年間総輸出額（左）及び輸出重量（右）の推移（2012年-2016年）

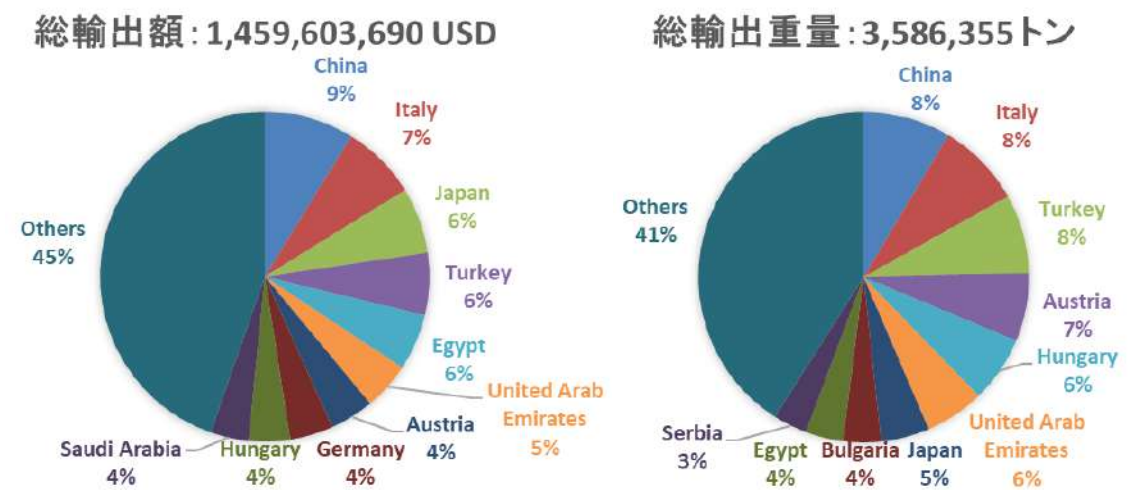


図 4.1.6 ルーマニアによる木材製品の輸出相手先国別割合（2016年・輸出額（左）及び重量（右）ベース）

表 4.1.2 輸出増加率（左）または減少率（右）が最も高い輸出相手先の上位5か国（2011年-2016年・輸出額及び重量ベース）

順位	増加率の高い輸出相手先国				減少率の高い輸出相手先国			
	金額		重量		金額		重量	
1	オーストラリア	+199%	チリ	+190%	シリア	-39%	シリア	-38%
2	チリ	+134%	米国	+89%	フィンランド	-39%	オーストリア	-19%
3	アジア (国名不明)	+72%	アジア (国名不明)	+65%	ロシア	-19%	イラク	-14%
4	米国	+58%	ベルギー	+64%	カタール	-13%	カタール	-14%
5	ベルギー	+49%	ボスニア・ヘルツェゴビナ	+58%	サウジアラビア	-13%	サウジアラビア	-11%

ルーマニアから日本への輸出材については、2016年に総額94百万米ドル（輸出相手先国中3位）、総重量170千トン（同7位）であり、日本は主要な輸出相手である。

取扱実績の少ない木材チップ・パルプ・残渣類及び薪炭類を除く輸出統計によれば、日本への輸出は金額・重量共に前述した針葉樹の製材が大半を占めており、約1割がOSBと積層パネルである。特に針葉樹の製材は、2016年までの5年間に大きな振れ幅で変動しながら、減少傾向にある（図4.1.7）。

結果として、2016年の我が国にとり、ルーマニアは丸太・製材類及びボード・合板類について、主要な輸入相手先国である。したがって、その輸入に当たって木材の合法性確認の重要性は高い（表4.1.3）。

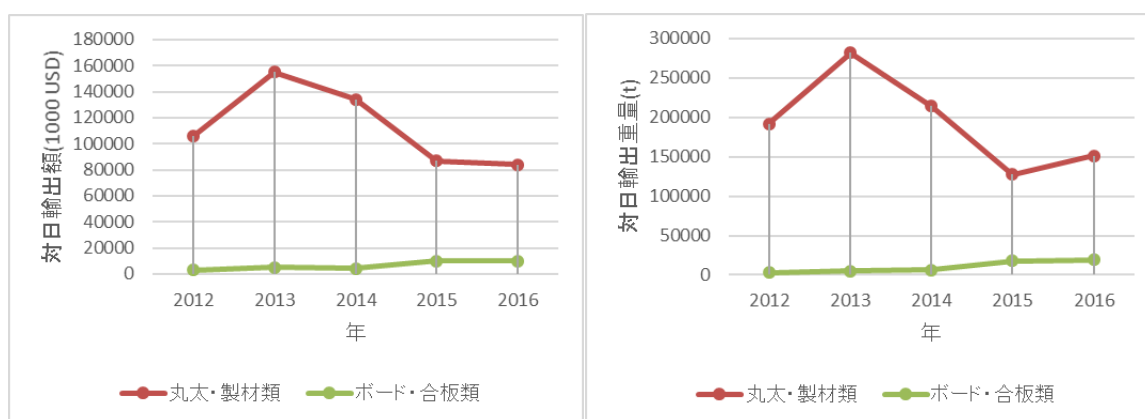


図 4.1.7 ルーマニアによる日本向け木材製品の品目別年間総輸出額（左）及び輸出重量（右）の推移（2012年-2016年）

表 4.1.3 日本の相手先国別・品目別輸入額順位におけるルーマニアの順位（2016年）

品目	順位
丸太・製材類	10位
ボード・合板類	10位
木材パルプ・チップ・残渣類	52位
薪炭類	58位
総額	17位

4.1.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

1) 関連法令及び必要書類等

(1) 合法的な伐採権

① 土地所有権と管理権

土地所有権

前述の通り、所有形態別では、国有林が 50%、その他公有林が 15%、私有林が残りの 35%である。国有林のうち、保護林は 53%、生産林は 47%である。

特に国有林については、1991 年の社会主義体制の崩壊を受け、長期にわたり土地返還作業を実施中である。

返還の端緒となった土地返還法⁴においては、1 家族あたり 1ha を返還することが規定された。この際は、土地の断片化を防ぐために、もともとの所有界ではなく山塊により集約化して返還した。続く法令^{5,6}においては、本来の所有者に上限 10ha（個人）及び 30ha（集団）で返還する権利を与えた。

これら法令により返還された森林は、土地返還法に基づくものが総森林面積の約 5.7% に当たる 362,335ha、続く法令に基づくものが約 29.9% に当たる 1,902,275ha であった。更なる法令⁷により、15 年間かけた完全返還原則を掲げ、現在もプロセスが進行中であるため、今後も主に国有林が減少して、私有林が増加することが予想される。

しかし、2013 年の土地返還に関する会計検査院レポート⁸によれば、返還プロセスには問題が多く、違法な主張により不当に土地が返還された例が多いとされる。特に当初の所有時より広い土地の所有権の主張や、共産主義政権移行時以外に国有化された土地の所有権の主張、ねつ造された書類や古い段階の書類に基づく土地の所有権の主張等により、561,168ha が違法に返還されたものと推定される。

また、返還手続きが長引いていることから、本来の権利者が死亡していることがあり、相続人への返還に際しても問題が発生することがある。本来は相続人であることを証明する書類が無ければ返還は不可能であるが、相続の自己宣誓書のみに基づいて返還してしまう事例が発生している。本来他に多数の相続人がいるはずが、特定の相続人にしか返還されないという事例も見られる。

土地管理権

ルーマニアの森林管理当局は水・森林省⁹（以下森林省）であり、様々な許認可の権限

⁴ Land Resources Law 18/1991 – Articles 2, 45,46,47,48,95. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/1459>)

⁵ Law 107/1996, articles 30,31. (<http://www.cdep.ro/legislatie/eng/vol28eng.pdf>)

⁶ Law 1/2000 on reconstitution of the property right over agricultural and forest land claimed in keeping with the provisions of Land Law 18/1991 and 169/1997, Article 24,25,26,27,28,9,30,31. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/20557>)

⁷ Law 247/2005 on the reform of property and justice, and other measures [Legea nr. 247/2005 privind reforma în domeniile proprietății și justiției, precum și unele măsuri adiacente)], Titles IV, V, VI. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/63447>)

⁸ Romanian Courts of Accounts (2013). “The patrimonial situation of the forest resources in Romania, in the period 1990-2012”. (<http://www.curteadeconturi.ro/Publicatii/economie7.pdf>)

⁹ <http://apepaduri.gov.ro/>

を持つ。また、森林のうち国有林については、国有企業である Romsilva¹⁰が実際の管理を一手に担っている。

同国の森林管理は、国内を細分化した森林区域 (Forest District) の単位で管轄される。国有林の森林区域は 313 あり、公有林・私有林の森林区域は 145 ある。

森林法¹¹によれば、後述する各森林区域の森林管理計画において、前述した所有権に係り係争中の土地に関しては、係争地として明記され、いかなる施業も認可されない。

また、全ての森林区域は、森林省またはその出先機関の森林保護官事務所と契約して、登録・管理されることが義務付けられている。その際に、森林管理計画において係争地でないことが明記される場合にのみ、管理登録が可能となる。

そのため、森林管理計画と管理登録情報の両方を参照することで、所有地に係る係争の有無を間接的に確認することができる。

表 4.1.4 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
権限証書	相続証明書、売買証明書
森林管理計画	(特になし)

② コンセッション・ライセンス

森林法¹¹は、国有林・公有林をコンセッション制度の対象外と定めているが、ただし例外的に、国家級森林当局が地上建物を売却した土地や、地上建物を 1990 年以前に築造した土地については、森林へ土地利用転換を図ればコンセッション運営が可能である¹²。

表 4.1.5 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
権限証書	(特になし)
コンセッション合意書	(特になし)

③ 森林管理・伐採計画

森林所有形態は、前述の通り、国有林、公有林、私有林により構成されるが、原則としてルーマニアの森林管理の法的枠組は所有形態によって異なるものではなく、本項目の以下の規則は全ての所有形態に適用される。

森林法¹³は、10ha 以上の森林所有者に森林管理計画の作成を義務付けており、履行により 3 m³/ha/年を超えない範囲で伐採権を与える。また、10ha 未満の場合についても作成を奨励しており、森林の土地改良のための国設基金が作成費用を支払う。

実際の森林管理計画の作成は、森林省の審査委員会及び担当者、更に森林管理計画の一部である環境影響評価を担当する環境保護局の 3 者による承認を得た者が実施でき、主に同国の森林総合研究所 (ICAS) が担当している¹⁴。

¹⁰ <http://www.rosilva.ro/>

¹¹ Law 46/2008, republished in 2015 Forestry code (Art. 11, line 3) (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/170527>)

¹² Order of the Ministry for Environment and Forests no. 367/17.03.2010, published in the Official Journal, Part I, no. 196/29.03.2010, with subsequent amendments. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/117505>)

¹³ Forest Code, 2008 (森林法 law 46/2008 modified, republished 2015)

¹⁴ Ministerial order no. 460/2010 regarding the approval of the Methodology for certification of specialised units to establish Forest Management Plans. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/118103>)

森林管理計画は、林分単位のインベントリに基づいて、GIS を使用して作成される。作成の依頼料金は ha 当たり 10 ユーロ程度で、森林保護官事務所が認可する¹⁵。認可後の有効期間は高木林で 10 年間、灌木林で 5 年間である。

計画内容は、主伐に係る伐採計画と、除伐・間伐・更新伐（衛生伐を含む）等に係る育林計画の二部構成である¹⁶。

このうち伐採計画については、10 年間の施業計画を策定する。各年度の許容伐採量を、公式収穫予定表を参照しながら年間成長量及び歩留まり率に基づき定めると共に、算定した各年度及び 10 年間単位の許容伐採量の一部を、更新伐の専用枠として設定する必要がある。これらの面積・材積・造林及び育林体系について、表に整理して詳述しなければならない¹⁷。

なお、各森林区域で所有面積が 100ha を上回る場合は、施業方法として小面積皆伐による輪伐も可能であるが、100ha に満たない場合は、環境性能の発揮を目指して皆伐でなく主に択伐を採用する必要がある。

一方で、育林計画においては、特に間伐について、面積のみを作成段階で記載すればよく、材積は実際の施業時に間伐対象木を特定してから林分構造を考慮して計算する。

なお、許容伐採量のうち専用枠を設定した更新伐の一部に、病虫害被害木・風倒木・雪害木の処理が含まれ、主に予防措置としての衛生伐（1ha 当たり 1 m³未満）もしくは主に事後対応としての災害処理のための伐採（1ha 当たり 1 m³）に区分する。

このうち後者は、伐採時の林齢が予定伐期（通例 60 年）の半分を超過しているか否かで扱いが異なる。超過している場合は、その伐採量が当年の許容伐採量の更新伐枠から差し引かれるのに対して、超過していない場合は、同更新伐枠からの差し引きはない。この災害処理のための伐採を私有林において実施する際は、森林保護官事務所へ通知後 5 日以内に実施する必要がある。

また、一年間の更新伐の実績量が、当年度の許容伐採量の更新伐枠を上回った場合は、翌年度以降の更新伐枠から差し引かれることになる。また下回った場合は、その年度末である 8 月に余剰分を伐採することが可能である。

一方で、森林管理計画の対象期間である 10 年間単位において、更新伐の実績伐採総量が同許容伐採総量を上回った場合は、それ以降の年度における更新伐枠外の伐採許容量を消費して、更新伐枠に充当することとしている。

これにより、年間及び 10 年間単位で、更新伐を含む年間伐採量が、年間成長量を超過しないように調整している。

表 4.1.6 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
管理計画	10ha 以上の森林所有者のみ
伐採計画	10ha 以上の森林所有者のみ

¹⁵ Ministerial order no. 1039/2010 for approval of the Methodology for certification of experts that technically guarantee the quality of Forest Management Planning and the Methodology to certify project responsables for the Forest Management Planning activities. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/120652>)

¹⁶ Technical regulation no. 5/2005 regarding the design of Forest Management Plans

¹⁷ Ministerial order no. 1651/2000 regarding the approval of the Technical regulations for evaluating the volume of wood for selling. (http://ocoalederegim.ro/norme_tehnice.html)

④伐採許可

所有形態によらず、伐採許可の前提として、10ha以上の森林所有者に前述の森林管理計画の作成を、素材生産者に伐採事業者認可の取得をそれぞれ要求している。

それ以降は一次加工までの管理制度・SUMAL（仮訳：木材原料追跡のための統合情報システム）¹⁸を導入して、森林省が運用している^{19・20}（表 4.1.7）。

表 4.1.7 施業段階別・対象者別の管理制度

	段階	対象者	制度
①	伐採準備	森林所有者 (10ha \leq)	森林管理計画
②		伐採事業者 (20m ³ /年 \leq)	伐採事業者認可
③	伐採施業～ 一次加工	素材生産者～ 一次加工事業者	合法性管理システム (SUMAL)

まず全ての伐採事業者は、ASFOR（仮訳：ルーマニア林業経営者協会）から、事業体当たりの年間伐採許容量を付した伐採事業者認可を受けなければならない²¹。ただし、年間 20 m³未満の自伐の場合はこの限りではない。

年間伐採許容量は、事業者の従業員数、技術力、所有機械等の施業能力で決定され、例えばハーベスター一台につき年間 5,000 m³が付与される。

なお、木材の売買形態は森林の所有形態により異なり、国有林の木材は、前述の国営企業 Romsilva が、立木または丸太を原則として競売方式でのみ販売し、公有林の木材は、立木または丸太を原則として地方自治体が決定した定価で販売する。森林所有者としての国または地方自治体は、伐採作業を要する立木競売をする際に、入札条件として伐採事業者に競売対象の伐採量以上の伐採事業者認可を要求している（表 4.1.8）。

表 4.1.8 所有形態別・管理経営者別の売買形態と伐採事業者認可の要件

所有形態	管理経営者	売買形態
国有林	国営企業 (Romsilva)	競売のみ (立木売り ^{※1} or丸太売り)
公有林	所有者または 委託事業者	定価販売 (立木売り ^{※1} or丸太売り)
私有林		自由 ^{※2}

※1 競売対象の伐採量以上の事業体当たり年間伐採許容量が付された伐採事業者認可を入札者に要求

※2 年間 20 m³以上の伐採事業者に伐採事業者認可を要求

上記要件による伐採準備を前提として、実際の森林区域ごとの伐採作業に移行する。以降の許可制度を SUMAL において一元管理している。

¹⁸ <http://apepaduri.gov.ro/categorie/sumal/>

¹⁹ Ministerial Order 837/2014 regarding the approval of the Methodology for the organization and functioning of SUMAL, the obligations of SUMAL users as well as the structure and transmission of standardized information. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/162297>)

²⁰ Ministerial Order 596/2014 test methodology regarding the implementation of integrated information system for tracking wood materials. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/159489>)

²¹ Ministerial Order No. 1330/2015 regarding the organization, functioning and compentence of the Commission for certification of forest harvesting contractors, as well as the criteria for certification (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/171315>)

SUMAL の本項に係る該当箇所の詳細は、後述の別項 4.1.2「森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用」 2)「SUMAL (木材原料追跡のための統合情報システム) (1)「伐採」の通りである。

なお、2015 年の国家森林インベントリの結果における伐採量の実測値と、上述の各種書類から算出した伐採量の理論値の間に、年間 880 万 m³の乖離があり、これが違法伐採の量であるとされている。政府は緊急令²²を発して森林保護官の配備数を増やした。

会計検査院は、こうした違法材の流通原因について、いくつかの点を指摘しており²³、主に森林所有地の細分化により境界が不明確となり、所有地外の森林に対する伐採許可が下りてしまうことを挙げている。

ただし、Greenpeace²⁴によれば、違法伐採の件数は近年減少しており、これは市民参加による摘発強化システムを含む新たな法整備によるものとしている。

表 4.1.9 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採事業者認可	(特になし)
APV	仮訳：伐採許可材積推計書
伐採許可書	(特になし)

(2) 納税と使用料支払

①ロイヤルティの支払と伐採手数料

木材を販売する森林所有者を対象に、材積当たりの税金および手数料が存在するが、契約・ライセンスごとに取り決められ、これについて一般論を述べることはできない。

通常は森林区域に保証金を納付する必要がある、適切に施業が実施された場合に返金される。

ただし、税金および手数料として、燃料木材と装飾用材を除く全ての木材の販売価格の 2%が徴収され環境基金に充てられる²⁵。また、災害処理のための伐採を含む更新伐材の販売価格の 10%が徴収され森林基金に充てられる²⁶。

徴税法によると、地方議会や森林当局は、事業者が公道等の公共インフラで林業機械を使用したり、環境負荷のある行為を実施したりする場合は、地方道税や地方通行税を課すことがある。

伐採許可書の発行後は、森林保護官と監察官が、請求書、インベントリ、伐採許可書、SUMAL、納品書等の文書による突合検査を行い、脱税の有無を確認する。

²² lege5.ro (2015). Emergency Ordinance 32, regarding the establishment of the Forest Guards. [online]. (<http://lege5.ro/App/Document/g4ytmojrgi/ordonanta-de-urgenta-nr-32-2015-privind-infiintarea-garzilor-forestiere>)

²³ Romanian Court of Accounts (2014). An audit report on the performance of national forest found administration during 2010-2013. [online]. (http://www.curteadeconturi.ro/Publicatii/Sinteza_FF.pdf)

²⁴ Greenpeace Romania (2015). Illegal cuts in Romanian forests. [online].

(<http://www.greenpeace.org/romania/Global/romania/paduri/Publicatii/Raport%20taieri%20ilegale%202015.pdf>)

²⁵ Government Emergency Ordinance 1962 December 2005 on the fund for the environment (Art. 9, f.).

(<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/67529>)

²⁶ Government Decision no. 924 / 4 November 2015 for the approval of the rules for selling timber annually harvested in the public property forest fund (Art. 25). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/172892>)

表 4.1.10 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
(該当なし)	(特になし)

②付加価値税とその他売上・販売税

丸太、厚板、板、細板、梁、製材は、付加価値税の課税対象外である。

なお、税務当局は、請求書が登録発行された後に、納税すべき金額や実際の納税履歴を全て電子会計簿やオンライン明細等のシステムで算出・記録している。

表 4.1.11 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
請求書	(特になし)

③収入及び利益税

収入税率は利益の16%で、素材生産業による売上はその0.5%が追加課税される²⁷。

ルーマニアは近年、徴税制度の近代化に多額の投資をしており、前述の通り、現在はほぼ全ての税金を、電子会計簿やオンライン明細等のシステムで計算・徴収している。

また2015年に、様々な許認可に先立ち、徴税に必要な財務記録や財務諸表等の書類を事前確認する特別機関が設立され、多くの企業が事業登録せざるを得なくなっており、事業と納税額の整合性を厳格に審査している。

事業体やその従業員個人の各種証明書の更新、入札参加や融資申請等は、納税義務の履行が条件となっている。

表 4.1.12 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
納税証明書	(特になし)

(3) 伐採施業

①林業（木材伐採）規則

伐採許可書の発行を受けて、森林保護官は契約した伐採事業者に伐採地を公示する。

その際に、私有林における20 m³未満の伐採を除く全ての伐採作業を対象に、伐採区域、伐倒方法、搬出路、更新対策や残存木の保護等について、周辺木にマーキングしながら現場指導を行う。

森林区域担当官または森林保護官は、伐出作業の進行中及び完了時も、林内や土場において、林地や残存木の損傷低減及び関連法令の遵守を適宜監督・管理する。

伐採に係る指示法令²⁸は、伐倒木を枝条が付いたまま運搬することを禁止している。また、代替路がなく森林区域の担当官より例外を許可された場合を除き、水みちを通る牽引も認めず、横断の際は可動橋の使用等を求めている。

樹種による伐採規則もあり、皆伐の場合、オウシュウトウヒで3ha、ポプラ混交林で5haを上限としている。母樹保残型施業の場合、下層植生の成長期や雨雪により林床が

²⁷ Law 227/8 September 2015 Fiscal Code (Art. 2). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/171282>)

²⁸ Ministerial Order 1540/2011 regarding the Instructions for wood harvest. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/129446>)

ぬかるんでいる時期を避けることとしている。

表 4.1.13 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
伐採事業者認可	(特になし)
APV	仮訳：伐採許可材積推計書
伐採許可書	(特になし)
環境許可書	(特になし)

②保護地域及び樹種

ルーマニアの自然保護体系は、生物圏保護区（1件）、国立公園（12件）、自然公園（13件）、種にとって重要な場所（SCI・383件）、特別保護地域（SPA・148件）が存在する。

これらは、IUCN カテゴリーI・IIIの691箇所と部分的に重複している。

また、これらの保護区域は、種の保護や景観保全等の設置目的があり、その設置趣旨に沿う保護管理計画を策定して管理する必要がある²⁹。

そのため、全ての森林を森林管理事業者の管理下に置くこととしており、国立公園と自然公園は国営事業者（Romsilva）により管理され、SCI及びSPAは環境保護局の開催する公募に入札した官営または民営の森林管理事業者、環境NGO、教育・研究機関や、公園管理当局等により管理される^{30・31}。

これら保護区域であっても、伐採を禁止した保護区域でなければ、環境保護局または公園管理当局の許可を得れば伐採が可能である。

国立公園と欧州連合保護地域生態系ネットワーク Natura 2000の指定区域については、管理計画の策定が進行中³²であり、管轄行政機関のそれぞれで進捗状況が異なるものの、未策定の場合は、原則的に伐採施業は許可されない。

表 4.1.14 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
自然保護区域管理計画	該当する場合のみ、森林管理計画に付属
伐採計画	該当する場合のみ、環境保護局または公園管理当局の承認が必要

③環境配慮事項

契約を経た全ての伐採事業者は、翌年の全伐採予定地における全施業内容について、環境保護当局から環境許可を得なければならない。

環境許可のためには、以下が揃っている必要がある。

- ・関連文書に係る条件（森林管理計画、伐採許可材積推計書、伐採許可書）
- ・伐採技術に係る条件

²⁹ Emergency ordinance 57/2007 regarding the protected areas regime, conservation of natural habitats an wild flora and fauna. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/83289>)

³⁰ Law no. 95/2016 regarding the establishment of the National Agency for Protected Areas and for modification of Emergency ordinance 57/2007 regarding the protected areas regime and habitat conservation. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/178452>)

³¹ Decision no. 230/2003 on the delimitation of biosphere reserves, national parks and natural parks and setting up their administrations. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/42901>)

³² Ministry of Environment, Water and Forests (2016). The stage of approval of management plans for Parks reservations and Natura 2000 sites. [online]. (<http://www.mmediu.ro/articol/baza-de-date-privind-ariile-naturale-protejate-si-aprobarea-planurilor-de-management-ale-a-cestora/1664>)

- ・生物多様性に係る要件（保護樹種の伐採、希少種営巣地の攪乱）
- ・保護区域における伐採に係る要件（環境保護局または公園管理当局による伐採許可）

なお、環境省の調査³³によれば、森林管理計画に基づきながらも環境許可を取得せず伐採を行ったり、発行要件を満たさないまま環境保護局により許可が与えられたりする違反事例が存在しており、時には伐採終了後に環境保護当局から許可を得るなどということが発生している。

また、FSCの審査結果で不適合とされた事例のうち、半数弱が環境配慮事項における指定搬出路の利用、残存木の保護、みず道の保護等に係る遵守不足という報告もある³⁴。

合法性要件は2015年に変更されたが、施行規則や運営体制の不備により、環境保護局担当者が現地を確認せず書類ベースで済ませてしまう可能性が存在するため、形骸化を指摘する声が現地環境NGOに対する聴取調査においても確認された。

表 4.1.15 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
環境許可書	<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理計画に付属 ・伐採対象地ごとに伐採事業者へ発行

④安全衛生

森林施業における安全衛生は、労働・家族・社会保障省下の労働監督局の所轄である。

労働安全・衛生法³⁵・³⁶が関連事項を規定しており、被雇用者の労働基準、健康に配慮した労働環境整備に向けた雇用者・被雇用者の義務と権利³⁷・³⁸・³⁹・⁴⁰・⁴¹、労働安全衛生に係る内部組織、異議申し立ての方法、労働安全衛生に係る要求違反時の責任等を含む。

しかしながら、非正規の日雇い労働等が一般的で、これらの規定事項の履行が形骸化している傾向にある。

一例として、森林認証の審査結果における労働安全衛生に係る不遵守の指摘事項は、防護具等の労働安全装備の不使用や、労働安全訓練の未実施が特に顕著である。

³³ Hotnews (2014). Preliminary conclusions of the report of the control body of the Environmental Ministry in the case the floods in Novaci: illegal harvests and nonconformities in sand and gravel exploitation. [online]. (<http://www.hotnews.ro/stiri-mediu-17879288-concluziile-preliminare-ale-raportului-facut-corpului-control-ministrului-mediului-cazul-inundatiilor-din-novaci-defrisari-ilegale-exploatari-neconforme-nisip-pietris.htm>)

³⁴ Halalisan, A.F. (2014). Certification of forest management and chain of custody in Romania: a market instrument and a mean to promote sustainable forest management. PhD Thesis, Transylvania University in Brasov.

³⁵ Law no. 319/2006, on work health and safety. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/73772>)

³⁶ Government Decision no. 1051/2006 on minimal requirements for work health and safety during the manual handling of volumes which present risks for workers, especially back injuries. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/74429>)

³⁷ Government Decision no. 1146/30.08.2006 on minimal requirements for health and safety for the use of work equipment by workers. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/75585>)

³⁸ Government Decision no. 300 in 02/03/2006 on minimal requirements for health and safety on temporary or mobile sites. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/69995>)

³⁹ Government Decision no. 493 in 12/04/2006 on minimal requirements for health and safety related to the exposure of workers to noise risks. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/71198>)

⁴⁰ Order of the Ministry for Work, Social Solidarity and Family (MMSSF) no. 3/03.01.2007 for the approval of the Form for work accident recording – FIAM and of the instructions of filling in the form. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/79176>)

⁴¹ Government Decision no. 355 in 11 April 2007 on the monitoring of workers' health. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/82130>)

表 4.1.16 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働災害のリスク評価書	(特になし)
労働安全衛生ガイドライン	(特になし)
労働安全衛生研修の実施履歴	(特になし)
定期健康診断証	(特になし)
労働災害防止計画	(特になし)

⑤合法的な雇用

収穫作業に携わる者は、当該作業に係る技量証明書等を保持する必要がある、雇用者と定期雇用契約または日勤雇用登録⁴²を実施しなければならない⁴³。

雇用者は、法定最低賃金以上の賃金を支払い、労働監督局に支払額を申告する。

しかしながら、伐採の施業期間が短く小面積な場合は、雇用期間が短くなることから、納税や使用料支払い等の様々な煩雑さを避けるため、雇用者の多くは雇用契約の締結を避ける傾向にある。

表 4.1.17 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
労働契約書	(特になし)
雇用契約書	(特になし)

(4) 第三者の権利

①慣習的な権利

慣習的な権利について定める法制度は、同国に存在しない。

②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）

FPIC について定める法制度は、同国に存在しない。

③先住民族の権利

同国において、先住民族は認識されていない。

(5) 貿易と輸送

①樹種、量、品質の分類

本項に係る SUMAL の該当箇所の詳細は、後述の別項 4.1.2「森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用」 2)「SUMAL（木材原料追跡のための統合情報システム）」 (2)「積載」、(3)「輸送」、(4)「受入」の通りである。

⁴² Law no. 52/2011 on activities carried out by occasional day labourers. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/127831>)

⁴³ Law no. 53/2003 Labour Code. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocumentAfis/179907>)

表 4.1.18 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運送許可書	通称 AVIZ 固有コードの有効性を要確認
SUMAL 管理記録	管理当局に要照会

②貿易と輸送

本項に係る SUMAL の該当箇所の詳細は、後述の別項 4.1.2「森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用」2)「SUMAL (木材原料追跡のための統合情報システム)」(2)「積載」、(3)「輸送」、(4)「受入」の通りである。

表 4.1.19 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
運送許可書	通称 AVIZ 固有コードの有効性を要確認
SUMAL 管理記録	管理当局に要照会

③外国間貿易と振替価格操作

ルーマニアは OECD に加盟していないものの、OECD のガイドラインと独立企業原則 (アームズ・レングス原則) に準拠した振替価格操作に係る法律^{44・45} を施行している。

ある個人または法人が、直接的・間接的を問わず、当該組織の 25% 以上の株式または投票権を持っているか、その組織に実質的に支配的な影響を及ぼしている場合⁴⁶、または当該個人と配偶関係や第三親等までの親戚関係にある場合⁴⁷に、その当該組織・個人の「関連当事者」とであると定義している。

この関連当事者間の商取引は、振替価格操作を防止することを目的に、必ず市場価格でなされなければならない。

表 4.1.20 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
(該当なし)	(特になし)

④税関規則

製品に添付されている AVIZ の写しを、税関にて提出しなければならない⁴⁸。AVIZ には固有コードが必要であり、これが無ければ、鉄道、港湾等のオペレーターは積み荷を受け取ってはならない。

なお、AVIZ が無かった場合に、税関職員は、それが森林法に定める木材製品等の分類に含まれているかを森林当局に確認して、含まれていない場合にのみ手続きを進める。

なお、薪炭材の EU 域外への輸出は禁止されている。

⁴⁴ Law 227/8 September 2015 Fiscal Code Article 11(2) (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/171282>)

⁴⁵ Order no. 222/2008 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/89707>)

⁴⁶ Deloitte (2015). Global Transfer Pricing Country Guide. [online]. (<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-transfer-pricing-country-guide-2015.pdf>)

⁴⁷ PWC (2015). International Transfer Pricing.

(<http://www.pwc.com/gx/en/international-transfer-pricing/assets/itp-2015-2016-final.pdf>)

⁴⁸ Government Decision (HG) no. 470/2014. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliiDocument/158885>)

表 4.1.21 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
輸出または輸入許可書	(特になし)

⑤ CITES (ワシントン条約)

ルーマニアはワシントン条約を批准しており、管理当局に森林省を据えている⁴⁹。
同国内に条約登録種の樹木は生息していない。
税関は、木材製品等の輸入時に、対象種については CITES ライセンスを要求する⁵⁰。

表 4.1.22 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
CITES 許可証	ルーマニアに輸出する国が発行

⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

同国の欧州連合木材規則 (EUTR) の監督当局 (Competent Authority) は森林省である。
同省内に EUTR 施行のための 2 つの担当機関があり、森林保護官事務所が森林レベル (伐採事業者、森林管理者) の operator を、環境保護局が全ての trader と輸入 operator のデュー・ディリジェンス・システム (DDS) を確認する。

その対象は、CN コード 4403・4406・4407 の木材・木材製品である⁵¹。

EUTR の施行は、政府決定^{52・53・54}により監督当局の責任と罰則規定等を定めており、閣僚決定⁵⁵により operator や trader の監督、更に監査機関 (Monitoring Organization) に係る規則、手順及び方法論等を定めている。

デュー・ディリジェンスが義務付けられる木材取扱事業者は、立木売りの場合は伐採事業者、丸太売りの場合は森林所有者または管理者、及び EU 域外から輸入する業者である。

違法に伐採された木材の市場への出荷は、15,000～20,000 ルーマニア・レイ (RON) の罰金、および関連木材と車両の没収が課される。

過料は、DDS を導入・実施していない、あるいは監督当局との協力を拒否する事業者に適用され、8,000～15,000 RON である。更なる取引に必要な書類発行を最長 12 ヶ月間差し止めることができる。ただし、初回は是正のために 45 日の猶予期間が設けられる。

過料は、DDS を適切に運用していない、または維持管理や定期的な評価をしていない場合にも適用され、5,000～8,000 RON である。繰り返し違反した場合は、取引に必要な書類発行が最長 90 日間停止されうる。

同国の林業・環境法の下で、刑事罰金は EUTR の違反過料よりはるかに厳しく、国内

⁴⁹ Law 69/1994 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora Endangered adopted in Washington on March 3, 1973. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/4273>) (http://www.speciesplus.net/#/taxon_concepts?taxonomy=cites_eu&geo_entities_ids=76&geo_entity_scope=cites&page=1)

⁵⁰ Order no. 255/2007 measures to implement EU regulations on trade in wild fauna and flora. (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/80930>)

⁵¹ Government Decision (HG) no. 688/2012

⁵² Government Decision (HG) no. 787/2014 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/161388>)

⁵³ Government Decision (HG) no.170/2015 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/166652>)

⁵⁴ Government Ordinance no. 51/2016 establishing and sanctioning contraventions in forestry (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/181818>)

⁵⁵ Ministerial decision (OM) no.819/2015 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/168405>)

の違法伐採に適用され、罪状が深刻な場合の刑罰は最長 7 年の懲役刑となる。

さらに、監査機関についても、その義務を果たさない場合は、8,000～15,000 RON の過料が適用される。

同国は DDS の不遵守に係る制裁措置として、過料を増額する政府緊急令⁵⁶を承認して、2016 年 10 月末より施行している。

表 4.1.23 合法性確認に関連する書類例

名称	備考
EU 木材規制 4 条 2・6 項に規定された文書	Regulation (EU) 995/2010 ⁵⁷ (木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務)
欧州委員会規則第 3 条に規定された文書	Regulation (EU) 607/2012 ⁵⁸ (DDS 及び監査機関による監査頻度と方法についての詳細規則)

⁵⁶ Government Emergency Ordinance no. 51/2016 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/181818>)

⁵⁷ (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:295:0023:0034:EN:PDF>)

⁵⁸ (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:177:0016:0018:EN:PDF>)

(http://apepaduri.gov.ro/wp-content/uploads/2014/08/R-607_2012-de-punere-in-aplicare-a-EUTR.pdf)

2) SUMAL（木材原料追跡のための統合情報システム）

先述した森林管理計画の作成と伐採事業者認可の取得による伐採準備を前提として、実際の森林区域ごとの伐採作業に移行する。

以降の許可制度を SUMAL において一元管理^{59・60・61}しており、運用手順のフロー図は下記の通りである（図 4.1.8）。

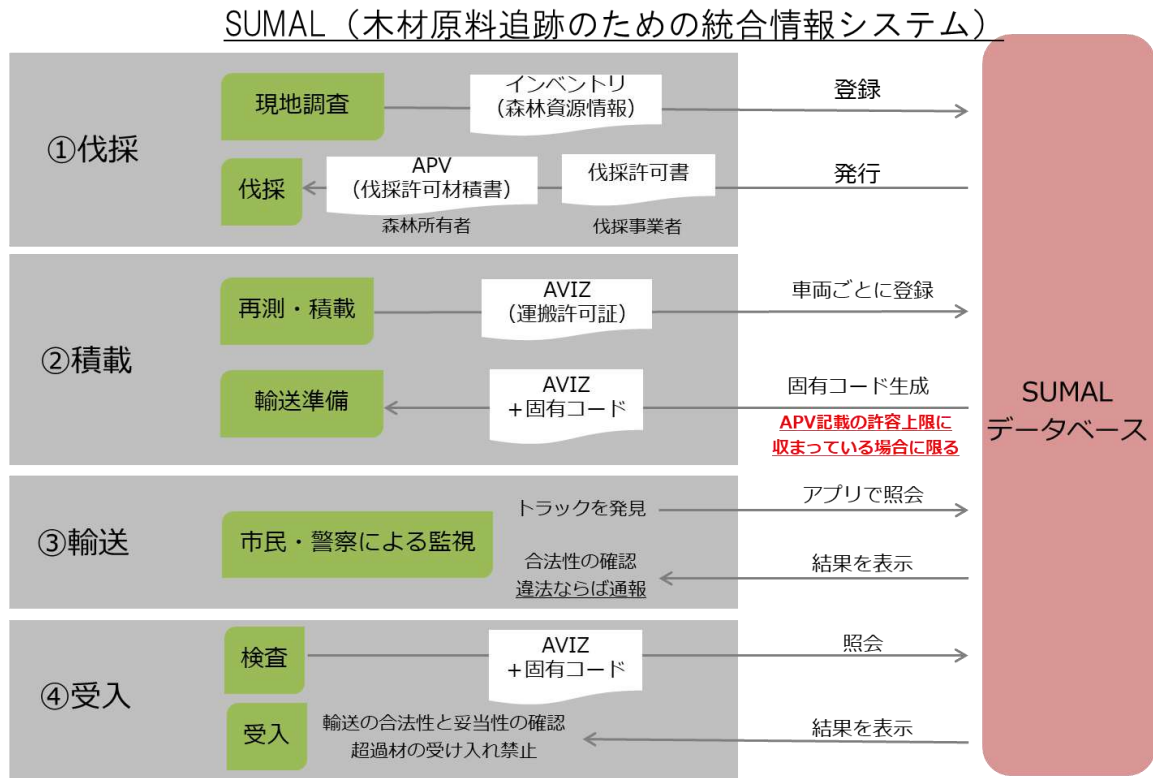


図 4.1.8 SUMAL の運用手順

システムの詳細を下記の4段階に大別して示す。

- (1) 伐採（インベントリの作成、伐採許可材積推計書の発行、伐採許可書の発行）
- (2) 積載（運輸許可証の車両登録と固有コードの発行）
- (3) 輸送（モバイルアプリケーションによる市民・警察による監視）
- (4) 受入（一次加工場または集積土場における固有コード付き運輸許可証の照合）

⁵⁹ Government decision no. 387/2016 Rules on the origin, trade and transport of timber (Art. 11, line 4a) (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/178912>)

⁶⁰ Government decision no 470/2014 regarding the approval of the technical regulations for origin, transport and trade of wood, (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/158885>)

⁶¹ Ministerial Order 1464/13.07.2016 for the modification of the Methodology regarding the organisation and functioning of SUMAL, user obligation, as well as the structure and method for transmitting standardised informations, approved by Ministerial Order 837/2014 (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/180190>)

(1) 伐採

インベントリの作成（森林所有者に発行）

所有形態や森林管理計画の有無を問わず、全ての森林からの木材収穫に、伐採許可が必要である。伐採許可には、毎木調査と材積推計が必要となる。

毎木調査は、森林保護官が、その管轄する森林区域において、認可済み森林管理計画のうち、計画伐期に到達した林分について実施する。

各森林保護官に固有の番号を含む円形の刻印を、所有するハンマーを使用して、伐採対象となる立木の根元と胸高付近の計2箇所に打刻する⁶²（図4.1.9）。

打刻した伐採対象木の樹種分類、6 cm以上の胸高直径、樹種、等級（I-IVに分類）を記録すると共に、20～30本の樹高をサンプル測定する。



図 4.1.9 毎木調査における打刻

伐採許可材積推計書の発行（森林所有者に発行）

材積推計は、このインベントリを携帯端末を利用して SUMAL に入力することにより、システムが全国レベルで規定された係数と回帰式を利用して、自動的に全造材材積と、そのうちの商業用及び燃料用材積等を算出する。

この値を基に APV（仮訳：伐採許可材積推計書）を生成して、森林所有者に発行する（図4.1.10）。これは後述する運送許可証に紐づけられる⁶³。

なお、作成した全ての材積推計データを、森林区域の当局担当者が確認・承認した後、森林保護官事務所のウェブサイトで公開する。森林保護官事務所はこのうち2割以上を二重に確認することが義務付けられている⁶⁴。

⁶² Order 1346/2011 <http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/128644> for approval of the Ministry of Environment Rules regarding the shape and use of special marking devices, as well as the means of marking trees and timber (Art.16). (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocumentAfis/160811>)

⁶³ Ministerial Order 1540/2011 on harvesting rules

⁶⁴ Ministerial Order 1507/2016 regarding the approval of the Procedure for approving, modifying, annulment and expiration of the Volume Estimation Documents for timber originating from the national forest fund and the forest vegetation on lands outside the national forest fund (<http://legislatie.just.ro/Public/DetaliuDocument/181215>)



図 4.1.10 インベントリ及び APV

伐採許可書の発行 (伐採事業者に発行)

森林所有者に APV が発行されれば、伐採事業者は伐採許可書を森林保護官事務所から取得しなければならない (図 4.1.11)。

なお、森林所有者が伐採を実施する場合は、森林所有者が取得する必要がある。
 森林保護官は、APV に基づき伐採許可書を発行すると共に、伐採前、伐採中、そして伐採後 60 日以内に、実際の伐採地及び伐採施業と伐採許可の内容の整合性を確認する。
 また、伐採許可書と併せて、伐採事業者は環境保護局からの環境認可を受ける必要がある。

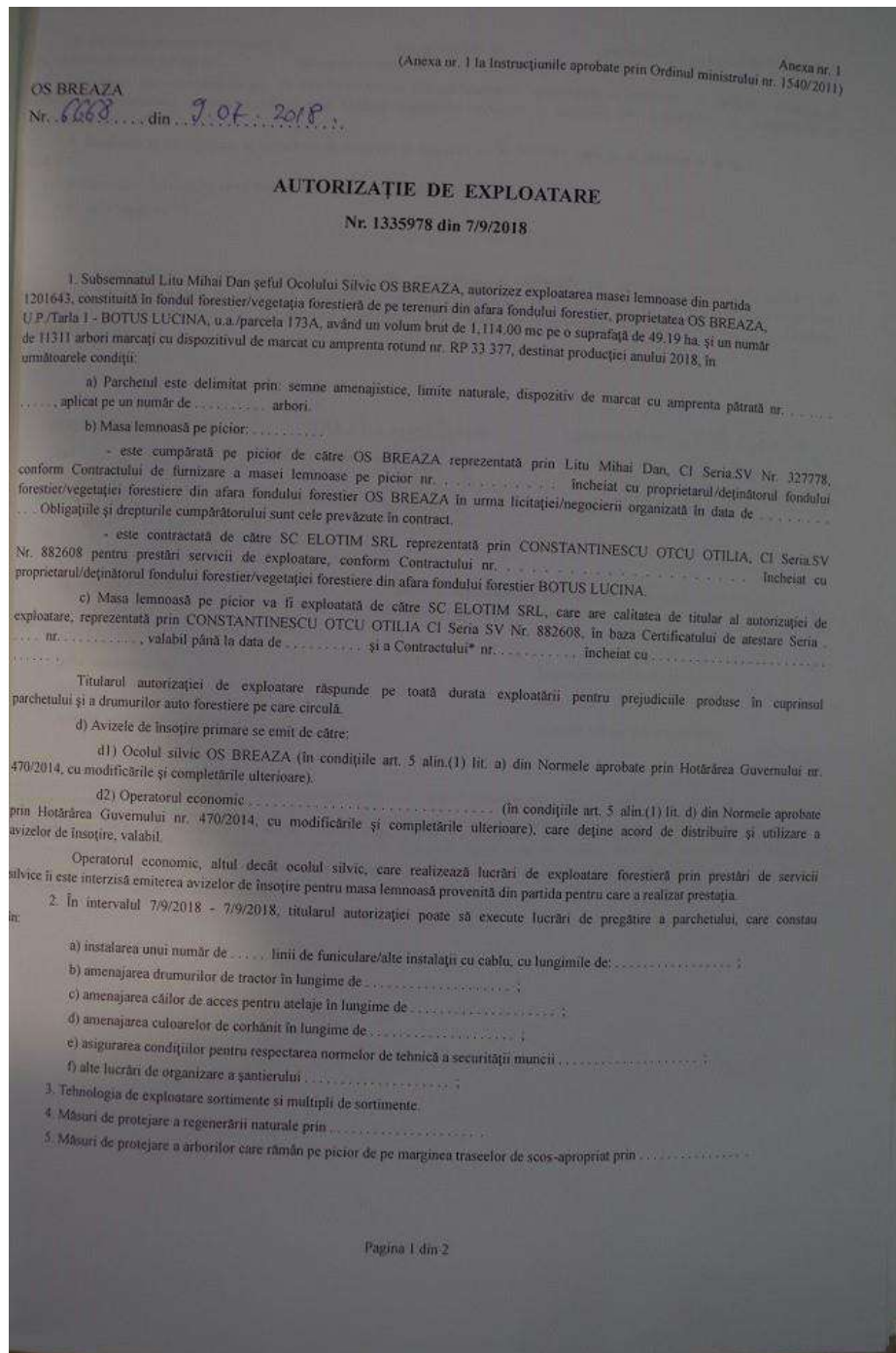


図 4.1.11 伐採許可書

(2) 積載

丸太の計測と AVIZ の発行

伐採区画に近接する積み出し土場に集積した丸太を運搬車両に積載する際に、末口の直径が 20cm 以上の丸太に、固有番号を付けた上で、長さ、中間点の直径、樹種、材積を記録する。森林保護官が、一本一本に長方形（衛生伐材は三角形）のスタンプを押す。

一方で、20cm 未満の丸太は、目分量で寸法が似た丸太を分け、その寸法及び本数を記録する。薪炭用材は、ステール単位による数量に約 0.6 の換算係数を乗じた m³ 単位の材積のみ記録する。なお、これらの 2 種類にはスタンプを押さない。

この情報を記載した所定用紙の画像データを、総材積、分類（産業用丸太・薪炭用材）、出所（伐採事業者、森林区域、林班）、目的地、車両登録番号、積載日時等の情報と共に、携帯端末のアプリケーションを利用して SUMAL 上にアップロードすると、伐採段階の登録情報との照合を経て、GPS に基づく積載地の位置情報と、有効期間付き固有コードが発行される。

この固有コードを上述の用紙に追記して、丸太の刻印に使用したものと同一スタンプをその裏面に刻印することで、運搬許可書（AVIZ）として有効となる（図 4.1.12・13）。

なお、SUMAL による自動照合により、AVIZ 登録時に入力した総材積が、APV 発行時に算出した伐採許可材積を超過しない場合にのみ、AVIZ 固有コードは発行される。

また、AVIZ の有効期間は、積載地及び目的地から自動算出した合理的な運搬所要期間が適用されるため、同じ AVIZ を複数回転用することを防止している。

携帯端末の電波通信状況が良好でない場合は、暫定的なオフラインコードが発行され、通信状況が良好になった時点でオンラインコードに置換しなければならない。



図 4.1.12 AVIZ 発行までの手続き

AVIZ DE ÎNSOTIRE PRIMAR

AP Nr. 8754687 Data emiterii: 15/03/11

SA-FM/COC-006295
FSC 100%

RNP ROMSILVA
DE ARGES - CERCURTEA DE ARGES
Nr. Reg. Com. 40/430/1997; RO1590126
Sediul: Căminul Sat. nr. 10, sat. **Pop. Căminul de Arges**, str. Căminul Sat. nr. 10 SA, jud. Arges

1. Numele beneficiarului: **SA-FM/COC-006295**
2. Data emiterii: **15/03/11**

3. Scopul documentului: **AVIZ DE ÎNSOTIRE PRIMAR**

4. Durata: **15/03/11**

5. Destinația: **SA-FM/COC-006295**

6. Termenul de valabilitate: **15/03/11**

7. Scopul documentului: **AVIZ DE ÎNSOTIRE PRIMAR**

8. Termenul de valabilitate: **15/03/11**

9. Scopul documentului: **AVIZ DE ÎNSOTIRE PRIMAR**

10. Termenul de valabilitate: **15/03/11**

SPECIFICAȚIA											
Nr. crt.	Nr. lot	Descrierea	Unitate	Cantitate	Stare	Nr. crt.	Nr. lot	Descrierea	Unitate	Cantitate	Stare
01	01		m ³	10	SI	01	01		m ³	10	SI
RECAPITULATIE											
Totați dimensiuni de spațiu										Valori (m ³)	
Apăsare										20	
Fag										20	
Ornișor										20	
Fr. Fr. Cl. Kp.										20	
Ei.										20	
SM										20	
Altele										20	
TOTAL GENERAL										20	

11. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

12. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

13. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

14. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

15. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

16. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

17. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

18. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

19. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

20. Date de înregistrare în Registrul de Statistică: **15/03/11**

図 4.1.13 運搬許可書 (AVIZ)

なお、SUMAL による APV の伐採許可材積と AVIZ の総材積の自動照合においては、産業用丸太と薪炭用材の分類別確認は行っていない。そのため、産業用丸太と薪炭用材を併せた一定の総材積の中で、薪炭用材を地下市場で売却して、その同等の材積の違法な産業用丸太を混入させることが可能であると指摘する、環境 NGO の聴取結果もある。

(3) 輸送

警察・一般市民による輸送過程の監視

警察及び一般市民が、ルーマニア国中の木材運搬車両を監視している。

林道においては森林保護官が、公道においては地方警察及び交通警察が、検問所ではなく路上でパトロールを行い、トラックの制止、固有コードの確認、SUMAL の運搬量と実際の運搬量の突合の権限を持つ。

森林省が携帯端末のアプリケーションとして一般に提供している Inspectorul Padurii により、一般市民は誰でも目撃したトラックの車両番号を入力して照会するだけで、AVIZ 取得の有無や運搬材積を確認することが可能である（図 4.1.14）。

また、市民は緊急電話番号 112 番に発信して、目撃したトラックの車両番号を伝えることによって、同様に確認することができる。

なお、国中の APV 及び AVIZ 情報等を網羅する同アプリの Web 版が開発中である。



図 4.1.14 木材運搬車両監視用の携帯端末アプリケーション (Inspectorul Padurii)

⁶⁵ (<http://www.inspectorulpadurii.ro/>)

(4) 受入

受入時の検査

輸送先である木材取扱事業者は、APV・AVIZの記載情報とSUMALの登録情報を確認する。特にAVIZの有効期限、出所（伐採事業者、森林区域、林班）、材積等に注目する必要がある。この際に、同事業者は丸太を再測して、材積が2～5%の許容誤差範囲内である場合にのみ受入が可能である（図4.1.15）。

また、製品加工後は、製品はSUMALに再登録する必要があり、加工事業者が事前に定めた変換係数を乗じることで材積を算出する。原料調達と製品販売の材積等の整合性がSUMALにより自動確認される。

なお、伐採現場の土場から加工事業者の工場へ直送せず、ひとまず木材集積場を経由して加工事業者へ輸送する場合には、木材集積場から加工事業者間の輸送に二次AVIZが発行され、一次AVIZと同様の監視を受けながら輸送される。

ただし、木材集積場においては、通常は物理的分離管理がなされず、異なる出所から複数の一次AVIZにより搬入した木材が混在することになるため、一次AVIZと二次AVIZの間で木材を同定してトレースバックすることはできない。したがって、木材集積場における全ての一次AVIZによる木材流入量が、在庫量及び全ての二次AVIZによる木材流出量の総量と一致する必要がある、SUMAL管理当局がその管理を実施している。



図 4.1.15 木材受入時の情報照会の様子

4.1.3 デュー・ディリジェンスの事例調査

1) 対象事例の概要

事例調査の対象である S 社は、オーストリアに本社を置く有数の木材会社であるが、ルーマニア国内に多くの生産拠点をもち、製材所の丸太消費量は 2016 年に 4 つの製材所の合計で 490 万 m³ に及んだ。丸太はルーマニア産のものが最も多いが、他に製材等の一次加工木材製品を含め、ウクライナ、スロヴァキア、チェコ、オーストリア等からも輸入・加工している。同社の製品は日本を含む世界 70 か国に輸出されている。

同社は、環境 NGO が 2015 年に発表した報告書⁶⁶により、違法伐採木材調達に関する指摘を受けたことに端を発し、この疑念を払拭するべく、独自に DD システムの構築・改善を図り、現在に至っている。

2) 対象事例のデュー・ディリジェンス・システム

S 社は EUTR に対応した DD の取組として、審査機関が提供する DD システムでなく、同社が独自に策定した DD システムを導入・運用している。

同 DD システムは、①リスク評価、②検証監査、③現地調査の 3 段階で構成される。

①リスク評価

丸太の購買契約締結前に、全ての丸太供給業者に対してリスク評価を実施している。

木材の合法的な出所（生産地）を確認するための、森林認証制度における管理木材の認証基準を最低限の要求事項として準用している。

具体的に、FSC-FM 認証、FSC 管理木材認証、PEFC-FM 認証を保有するサプライヤーを「低リスク」とみなして購買契約を締結し、それ以外を「未特定リスク」と分類する。

②検証監査

①において「未特定リスク」と評価された場合に、伐採現場から同社の製材工場までのサプライチェーンの合法性について検証監査を実施する。

これはサプライチェーンの全関連事業者を対象としており、サプライヤーの聴取調査と共に、APV・AVIZ 等の必要書類を収集して、入手情報の整合性を照合する。

その際に、下記の FSC 管理木材基準原則に準拠した 5 項目に着目するが、遵守が確認されたサプライヤーのみを「低リスク」とみなし、購買契約を締結する。ただし、許可の有無によらず、国立公園等の自然保護区の緩衝地帯からの木材は購入しない。

- ・違法に伐採されていないか
- ・伝統的権利及び人権を侵害して伐採されていないか
- ・保護価値が脅かされている森林に由来していないか
- ・転用（人工林または森林以外の土地利用）森林に由来していないか
- ・遺伝子組み換え樹木の植林地に由来していないか

⁶⁶ Environmental Investigation Agency. 2015. Stealing the Last Forest. (https://content.eia-global.org/assets/2015/10/Stealing_the_Last_Forest/EIA_2015_Report_Stealing_the_Last_Forest.pdf)

③現地調査

①・②を経て、S社の製材工場に丸太を供給する契約を結んだサプライヤーと供給源の森林所有者に、定期的な無作為抽出による現地調査を実施する。

サンプル箇所数は、該当する伐区数の平方根に0.8を乗じて決定する。

現地調査は、森林認証制度における管理木材の審査方法をベースに、森林管理計画における伐採計画策定の有無、伐採許可の有無、対象森林に係る法的な必要書類の具備等を確認して、なんらかの不備が認められる場合は契約が取り消すこととしている。

3) 独自開発の情報管理システム

S社は、上記のDDSを補完するため、情報管理システムを独自開発・運用している。

このシステムはSUMALに先駆けて開発され、後に森林省がSUMALを開発する際のモデルとして参考にしたものであるため、結果として同社もSUMALを利用した上で、更にGPSを利用した本システムにより、追加的・補完的に取引の透明性を向上している。

具体的な追加機能としては、丸太を同社工場に直送する際に、SUMALを利用したAVIZの発行後、固有コードを含むAVIZ情報を更に本システムに入力すると同時に、丸太の積載が完了した運搬車両の外観を4方向から撮影した写真データをアップロードする。

同社の自社所有者か否かを問わず、同社に丸太を供給する全ての運搬車両には、同社の自社負担により専用のGPS搭載通信機器を搭載しており、輸送ルートを実タイムで監視することを可能にしている。

同社の一次加工場において、SUMALの受入確認が完了すると、更にGPS情報により自動生成された経路情報の妥当性を確認すると共に、輸送開始前の荷姿写真を到着時の荷姿と比較して差異が無いかを確認する。



図 4.1.16 追加的な独自確認の様子

なお、同システムは、ポータルサイト⁶⁷を一般向けにも公開しており、ユーザー登録さえすれば、全輸送記録を誰でも閲覧することができる。

独自の積載状況の写真や経路情報に加えて、AVIZ の固有コード等の閲覧が可能である。

選出した日付の輸送ルート一覧

選出した輸送ルートの詳細

図 4.1.17 ポータルサイトの閲覧結果

なお、S 社が運用する前述の 3 段階の審査手順と本システムを組み合わせた DDS は、2015 年以降の 8 回にわたる EUTR の当局による監査で適合性が確認され、フィンランドの第三者監査法人による独立監査でも有効性が確認されている。

⁶⁷ (<https://www.timflow.com>)

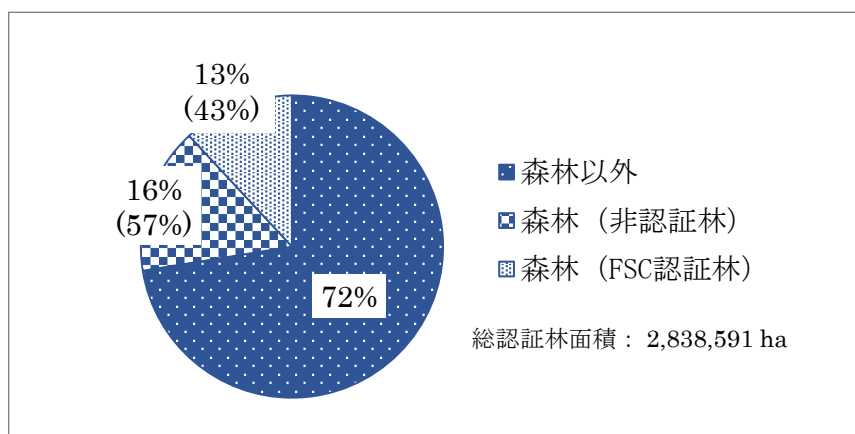
4.1.4 森林認証制度

1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が過去5年間で2割弱程度増加しており、総森林面積の4割強を占めている。

また、取得件数としては、過去5年間で5件から31件へと増加しており、従来よりも小規模な森林所有者による取得事例が増加していることが示唆される。

全てFSCのFM認証林であり、PEFCのFM認証の取得事例は存在しない。



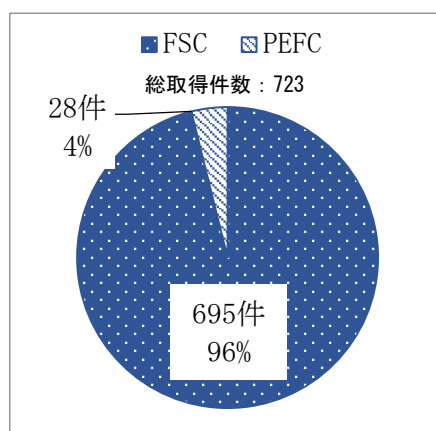
※国土面積及び森林面積は2015年統計値、FSCは2019年3月時点、PEFCは2018年12月時点⁶⁸

図 4.1.18 ルーマニアの国土に占める森林と認証林の割合

2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証については、取得件数が過去5年間で3倍強に急増しており、東欧においてはポーランドに次ぎ2番目に多い。

CoC 認証におけるPEFCの取得事例は存在するが、FSCが総取得件数の9割強を占め、圧倒的な多数派をなしている。



※FSCは2019年3月時点、PEFCは2018年12月時点⁶⁸

図 4.1.19 ルーマニアにおける CoC 認証の取得状況

⁶⁸ FSC 及び PEFC ”Facts & Figures”